



第95期 定時株主総会招集ご通知

決議事項

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

開催日時

2025年6月24日（火曜日） 午前10時30分

開催場所

栃木県鹿沼市さつき町18番地
Mipox株式会社 鹿沼本社

議決権行使期限

2025年6月23日（月曜日） 午後5時30分

M i p o x 株式会社

証券コード：5381

株 主 各 位

(電子提供措置の開始日 2025年6月9日
2025年6月2日)

栃木県鹿沼市さつき町18番地

M i p o x 株 式 会 社

代表取締役社長 渡 邊 淳

(証 券 コ ー ド : 5 3 8 1)

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第95期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.mipox.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類
/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができます
ので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご確認のうえ、2025年6月
23日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時30分（受付開始 10時）
開始時間を例年より1時間繰り下げておりますのでご注意ください。

2. 場 所 栃木県鹿沼市さつき町18番地
M i p o x 株式会社 鹿沼本社

3. 会議の目的事項

- 報告事項 (1) 第95期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第95期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

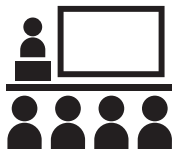
- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は節電への対応として、軽装（いわゆるクールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ご出席の株主様は紙資源の節約のため本招集通知を持参いただけますようお願いいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。



当日ご出席による 議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時30分

※当日ご出席の場合は、書面または
インターネットによる議決権行使
のお手続きはいずれも不要です。



書面による 議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対
する賛否をご表示のうえ、行使期限
までに到着するようご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分



インターネットによる 議決権行使

次頁の案内に従って、議案に対する
賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇株式会社 御中

議決権行使個数 個

議案1	賛	否
議案2	賛	否
議案3	賛	否
議案4	賛	否
議案5	賛	否
議案6	賛	否
議案7	賛	否
議案8	賛	否
議案9	賛	否
議案10	賛	否

見本

〇〇〇株式会社

➡ 各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

反対の場合 ▶ 「否」の欄に○印

書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

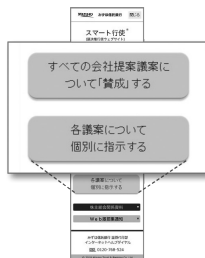
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

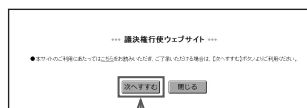
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

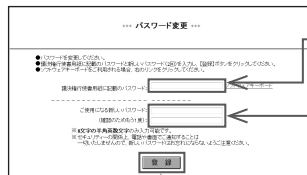
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 午前9時～午後9時)

＜インターネットによるライブ配信のご案内＞

本総会の模様は、当日インターネットによるライブ配信を実施いたします。当日ご出席されない株主様におかれましては、下記をご参照いただき、ご視聴くださいますようお願い申し上げます。

(1) ご視聴方法（ライブ配信システムへのログイン方法）

PCから	スマートフォン／タブレット端末から
URL：https://vgm.smart-portal.ne.jp	下記の二次元コードをスマートフォンやタブレット端末で読み取ってください。ID、パスワードの入力は不要です。
ID： パスワード：	



(2) ライブ配信視聴上の注意事項

- ◎インターネットによるライブ配信は、「参加型バーチャル株主総会」となります。ご視聴いただくことをもって会社法上の株主総会への出席とは認められませんので、書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ライブ配信では、ご質問などのご発言はお受けすることができません。
- ◎株主さまのプライバシーに配慮し、撮影は議長席及び役員席付近のみとなります。
- ◎ご視聴に使用いただく機器やネットワーク環境により、ご視聴になれない、または映像や音声に障害が生じる場合もございますので、あらかじめご了承ください。ご視聴いただくにあたって必要となるインターネットへの通信料金等の費用等につきましては、株主さまのご負担となります。
- ◎IDおよびパスワード、ならびにライブ配信へのログイン方法を第三者へ提供することは固くお断りいたします。撮影・録画・録音はご遠慮ください。株主総会の映像や音声データを第三者へ提供することは固くお断りいたします。

その他ご不明の点は、みずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

TEL：0120-288-324（受付時間：平日午前9時～午後5時）

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、引き続き消費者物価の上昇による家計への影響が懸念される中、雇用・所得環境の改善、個人消費や設備投資、輸出の持ち直しにより、景気は緩やかな回復の動きがみられました。一方、米国の通商政策や中国経済の停滞継続等により先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、経営基本方針である「エンジニアリングアプローチによる製品事業の付加価値向上」、「受託事業からエンジニアリングサービス事業への転換」、「早い変化と多様性に対応できる経営基盤の整備」のもと、当社グループの使命である「塗る・切る・磨くで世界を変える」を実現するための取り組みを継続してまいりました。

当社グループの事業環境におきましては、原材料やエネルギーコストの高騰の影響を受けるものの、世界的なAIサーバー投資から、抑制されていた汎用データセンター投資が復調傾向となり、データセンター向け光ファイバー 及びハードディスク市場の回復が牽引したことによって、ハイテク関連製品全般の売上高が堅調に推移しました。受託事業については、新規顧客獲得に向けた取り組みを積極的に進めており、試作件数や問い合わせの増加が見られるものの、最終製品の市場動向や開発状況により量産開始まで時間を要する見込みであります。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は売上高111億72百万円(前年同期比19.4%増)、営業利益は9億42百万円(前年同期は営業損失4億42百万円)、経常利益は8億55百万円(前年同期は経常損失1億86百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益は9億11百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失4億8百万円)となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資総額は、5億98百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主な設備

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) Mipox株式会社 丸の内オフィス | オフィス改装工事 |
| (2) Mipox株式会社 鹿沼事業所 | 生産設備 |
| (3) Mipox株式会社 北杜事業所 | 生産設備 |

3. 資金調達の状況

当連結会計年度においては、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、2025年3月に取引銀行4行との間に総額45億円のシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結いたしました。

4. 対処すべき課題

現在の当社グループの営業収入のうち、重要な部分を占めるエレクトロニクス業界は、技術的な進歩のスピードと需要動向が激しく変化し、当社グループの業績に影響を及ぼします。

この影響を最小限に抑えるために、当社グループでは経営基本方針を推し進めることで対処する所存であります。

- ① 「エンジニアリングアプローチによる製品事業の付加価値向上」を推し進め、精密分野と一般研磨分野の両方でお客様にとって付加価値の高い製品を提供することで、特定の顧客業界動向に左右されにくい売上構成の確立を図ってまいります。
- ② 「受託事業からエンジニアリングサービス事業への転換」を推し進め、お客様のニーズに対して、より包括的なサービスを提供できる体制づくりを図ってまいります。
- ③ 「早い変化と多様性に対応できる経営基盤の整備」を推し進め、積極的なIT投資によるさらなる効率化と共に、多様性を尊重した働き方や人材育成の推進を図ってまいります。

次期の当社グループにおきましては、以上の取り組みを中心に行ってまいります。

また、当社グループでは引き続き、企業倫理や法令の遵守、環境保全等の企業の社会的責任を確実に果たし、社会や地域との調和を図ってまいいる所存であります。

今後とも、株主の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 92 期 (2022年3月期)	第 93 期 (2023年3月期)	第 94 期 (2024年3月期)	第 95 期 当連結会計年度 (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	10,449,497	10,029,181	9,354,195	11,172,060
営 業 利 益 又は 損 失 (△) (千円)	1,467,126	212,982	△442,270	942,227
経 常 利 益 又は 損 失 (△) (千円)	1,613,270	426,333	△186,071	855,401
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失(△) (千円)	1,550,246	45,293	△408,659	911,878
1 株当たり当期純利益 又 は 純 損 失 (△)	124円89銭	3円18銭	△28円70銭	64円04銭
総 資 産 (千円)	14,606,606	16,195,275	15,977,394	15,931,284
純 資 産 (千円)	8,091,287	7,997,750	7,484,017	8,463,434

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切捨てて表示しております。
2. 1 株当たり当期純利益又は純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 92 期 (2022年3月期)	第 93 期 (2023年3月期)	第 94 期 (2024年3月期)	第 95 期 当事業年度 (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	9,550,748	8,401,660	8,068,222	9,811,605
営 業 利 益 又は損失(△) (千円)	1,406,122	△402,897	△993,826	489,317
経 常 利 益 又は損失(△) (千円)	1,892,877	15,183	△503,706	751,848
当 期 純 利 益 又は純損失(△) (千円)	1,728,646	△151,283	△705,889	852,754
1 株当たり当期純利益 又は純損失(△)	139円26銭	△10円62銭	△49円57銭	59円89銭
総 資 産 (千円)	13,839,589	15,266,048	14,850,587	14,777,029
純 資 産 (千円)	7,889,004	7,523,770	6,675,204	7,527,884

(注) 1. 記載金額は単位未満を切捨てて表示しております。

2. 1 株当たり当期純利益又は純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
MIPOX International Corporation	(1米ドル) 0千円	100%	情報提供等の営業支援
MIPOX Malaysia Sdn. Bhd.	(11,500千マレーシア リンギット) 360,555千円	100%	研磨フィルム加工および製品販売 液体研磨剤の製造販売
MIPOX Asia Pte. Ltd.	(267千シンガポール ドル) 24,437千円	100%	—
MIPOX (Shanghai) Trading Co., Ltd.	(150千米ドル) 12,039千円	100%	製品販売
MIPOX Abrasives India Pvt. Ltd.	(98,652千ルピー) 181,078千円	100%	製品販売
Mipox (Thailand) Co., Ltd.	(28,000千バーツ) 97,000千円	100%	—
有限会社大久保鉄工所	3,000千円	100%	部品精密研磨加工

- (注) 1. 当社の連結子会社は、前記の重要な子会社の状況に記載の7社であります。
2. 出資比率には、間接所有分を含めております。
3. MIPOX Asia Pte.Ltd.は、2020年12月21日付で解散を決議し、清算手続き中であります。
4. Mipox (Thailand) Co., Ltd.は、2022年3月22日付で解散を決議し、清算手続き中であります。

(3) 持分法適用会社の状況
該当事項はありません。

(4) 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容

事業	主要製品
研磨フィルムの製造販売事業	研磨フィルム
液体研磨剤の製造販売事業	液体研磨剤
研磨装置の開発販売事業	研磨装置
研磨関連商品の製造販売事業	その他研磨関連商品
受託製造事業	コーティング加工・研磨加工業務の受託
機能性薄膜塗布事業	機能性フィルム

8. 主要な営業所および工場

(1) 当社

名 称	所 在 地
本 社	栃木県鹿沼市
鹿 沼 事 業 所	栃木県鹿沼市
北 杜 事 業 所	山梨県北杜市
福 山 事 業 所	広島県福山市
丸 の 内 オ フ ィ ス	東京都千代田区
名 古 屋 オ フ ィ ス	愛知県名古屋市
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市
福 岡 オ フ ィ ス	福岡県北九州市
台 湾 駐 在 員 事 務 所	台湾新竹県竹北市

(2) 子会社

名 称	所 在 地
MIPOX International Corporation	米国・カリフォルニア州
MIPOX Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア・ペナン
MIPOX (Shanghai) Trading Co., Ltd.	中国・上海市
MIPOX Abrasives India Pvt. Ltd.	インド・バンガロール
有限会社大久保鉄工所	栃木県宇都宮市

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
476名	28名	40.1歳	9.0年

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
388名	17名	39.9歳	8.8年

(注) 従業員数には、他社への出向者7名、パートタイマー4名および派遣社員49名は含まれておりません。

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,499,533千円
株式会社三井住友銀行	1,048,581千円
株式会社足利銀行	708,310千円
株式会社三菱UFJ銀行	666,555千円

(注) 株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行および株式会社三菱UFJ銀行の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とする同3行を含む5行によるシンジケートローンの残高11億80百万円および株式会社みずほ銀行を幹事とする同3行を含む4行によるコミットメントライン契約に係る借入実行残高20億円が含まれております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

(2025年3月31日現在)

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 42,780,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 14,451,920株 |
| | (自己株式 29,552株を含む。) |
| 3. 株主数 | 9,578名 |
| 4. 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
渡 邊 淳	657,100株	4.56%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	598,500株	4.15%
INTESA SANPAOLO SPA (EX BANCA INTESA) CLIENTS OMNIBUS ACCOUNT	560,000株	3.88%
株式会社みずほ銀行	460,416株	3.19%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	456,800株	3.17%
野村證券株式会社	418,341株	2.90%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	384,000株	2.66%
SIX SIS AG FOR ALB ERTO BIFFIGNANDI	345,000株	2.39%
ジェイマネジメント株式会社	320,000株	2.22%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	183,300株	1.27%

- (注) 1. 当社は自己株式29,552株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
2. 持株比率は、自己株式 (29,552株) を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行(信託E口)は、「株式給付信託(J-ESOP)」に係る信託財産の委託先であります。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

- 当社役員に対して交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- 当事業年度中に当社従業員・子会社役員・子会社従業員に対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 邊 淳	
取 締 役	中 川 健 二	事業所・FOM管掌兼コーポレート2部長
取 締 役	上 谷 宗 久	事業部管掌
取 締 役	長 井 正 和	
取 締 役	加 藤 洋 美	日比谷法律事務所 所長、小岩井農牧株式会社 監査役、株式会社小岩井ファームダイニング 監査役
常 勤 監 査 役	伊 東 知 裕	
監 査 役	南 出 浩 一	南出浩一公認会計士・税理士事務所 代表、やまと監査法人 代表社員
監 査 役	厨 川 常 元	東北大学 名誉教授、株式会社牧野フライス製作所 特別顧問・フェロー、東北大学共創戦略センター 特任教授、理化学研究所 研究アドバイザー

- (注) 1. 取締役長井正和、加藤洋美の両氏は、社外取締役であります。なお、取締役長井正和、加藤洋美の両氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役南出浩一、厨川常元の両氏は、社外監査役であります。なお、監査役南出浩一、厨川常元の両氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 財務および会計に関する相当程度の知見

監査役 南出浩一氏は、公認会計士であり、長きにわたり監査法人に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役および監査役を被保険者とし、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。すべての被保険者についてその保険料の全額を当社が負担しております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

当社の社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

役員区分	報酬等の総額	報酬種類別の総額			対象となる役員の 員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	139 (9)	90 (9)	49 (－)	－ (－)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16 (8)	16 (8)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計	156 (17)	107 (17)	49 (－)	－ (－)	9

(注)1. 2005年6月21日開催の第75期定時株主総会において、取締役の報酬額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役の報酬額は年額75百万円以内とご承認いただいております。

2. 当該株主総会後の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名です。

6. 役員の報酬等の額または算定方法決定に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、以下のとおり方針を定めております。

当社の取締役及び監査役の報酬は、当社の株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員の給与との衡平その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案の上、取締役の職位及び職責に応じて決定しております。監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

なお、2005年6月21日開催の第75期定時株主総会において取締役の報酬額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役の報酬額は年額75百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。

当事業年度における当社取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、対象取締役を6名とし、報酬額については2020年6月29日開催の取締役会において「2005年6月21日開催の第75期定時株主総会において定められた報酬額の範囲内」にて審議・承認され、詳細の報酬額については代表取締役に一任され、取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員給与との衡平、その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案の上、代表取締役社長 渡邊淳が決定いたしました。取締役会は、取締役の個人別の報酬額の決定については、代表取締役社長の渡邊淳に委任しております。取締役の個人別の報酬額の決定を代表取締役社長に委任した理由は、業績・配当水準動向を俯瞰しつつ、各取締役の業績評価も勘案して、各取締役の個別報酬額の決定を行うには代表取締役社長が最も適していると判断しております。取締役会は、代表取締役社長より報告を受け、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

- (1) 業績連動報酬については、当社は、2015年5月18日開催の取締役会において、株主総会で承認いただいた取締役の報酬限度額の範囲内で取締役の報酬の一部を、業績連動報酬(法人税法第34条第1項第3号に定める業績連動給与)とすることを決議いたしました。なお、当該取締役会時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。

具体的には、2016年3月期以降に支給する業績連動報酬について下記の算定方法を適用いたします。この算定方法につきましては、監査役全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。

なお、支給対象となる役員は、法人税法第34条第1項第3号に定める業務執行役員である取締役で、社外取締役、監査役は含んでおりません。また、支給時期は、株主総

会の日以後1ヶ月以内に支給することといたします。

具体的には、以下の算定方法により決定しております。

- ・業績連動報酬の総額は、業績連動報酬控除前の連結営業利益の5%とする。(円未満切捨て)業績連動報酬の指標として連結営業利益を選択いたしましたのは、連結営業利益がグループ全体の生産性および販売活動、すなわち本業の利益をあらわすものであり、経営の活動の成果をより直接的に反映する指標であり、指標として明確であり、モチベーション効果をもたらすものと考え、指標として選択しております。
- ・配当金を無配とする場合には、業績連動報酬は支給しない。
- ・業績連動報酬の総額の上限は50百万円とする。
- ・各取締役への支給額は、次の算定方式によって計算する。(円未満切捨て)

各取締役への支給額＝業績連動報酬の総額÷配分ポイント合計×1人当たり配分ポイント

なお、業績連動報酬の額の算定に用いた業績指標の実績は、5. 財産および損益の状況の推移の(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

- (2) 譲渡制限付株式報酬制度については、2024年6月25日開催の第94期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度の改定を決議いたしました。当該株主総会終結時点の本報酬の対象取締役は3名です。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内としております。また、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、発行又は処分される普通株式の総数は年100,000株以内としております。

7.社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役加藤洋美氏は、日比谷法律事務所の所長、小岩井農牧株式会社の監査役、株式会社小岩井ファームダイニングの監査役を務めております。日比谷法律事務所、小岩井農牧株式会社および株式会社小岩井ファームダイニングと当社の間には、資本関係および取引関係ありません。

監査役南出浩一氏は南出浩一公認会計士・税理士事務所の代表及びやまと監査法人の代表社員を務めております。両社と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。

監査役厨川常元氏は、東北大学の名誉教授、株式会社牧野フライス製作所の特別顧問・フェロー、東北大学共創戦略センターの特任教授および理化学研究所の研究アドバイザーを務めております。東北大学、株式会社牧野フライス製作所および理化学研究所と当社の間には、資本関係および取引関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	長 井 正 和	当事業年度において開催した取締役会19回のうち18回に出席しております。長年にわたる電子機器企業の販売部門での専門知識・経験と、数社の取締役就任による経営者としての豊富な経験を活かして、事業戦略、市場動向、企業動向、事業リスク管理等について適宜発言をいただいております。
取 締 役	加 藤 洋 美	就任後開催した取締役会15回全てに出席しております。弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見および弁護士としての経験をもとに、議題に応じ、専門的な法律知識を踏まえた助言により、法務リスクの低減や企業の戦略的意思決定について適宜発言をいただいております。
監 査 役	南 出 浩 一	当事業年度において開催した取締役会19回全てに出席、および監査役会13回全てに出席しております。公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見をもとに、事業のリスク管理、監査体制、会計監査人の監査報酬等について適宜発言をいただいております。
監 査 役	厨 川 常 元	当事業年度において開催した取締役会19回全てに出席、および監査役会13回全てに出席しております。大学教授として、当社の属する業界の技術について指導的存在であるばかりでなく、民間会社への経営指導の豊富な経験をもとに、国内外の技術動向、研究対応、知的財産等について適宜発言をいただいております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

興亜監査法人

2. 当該連結会計年度に係る会計監査人の報酬の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) 当事業年度に係る報酬等の額 | 27百万円 |
| (2) 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27百万円 |

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任もしくは不再任の決定を行います。

Ⅵ. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制

1. 当社および子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、コーポレートガバナンスの当社理念を規範に、法令および定款または社会倫理を遵守し、社会とステークホルダーに対して誠実な対応と透明性のある経営に努めております。

(2) 取締役会は、取締役会付議基準に基づき会社の業務執行を決定し、取締役は、取締役会規程および職務権限規程に基づき業務執行しております。

(3) 取締役および執行役員、部長と子会社拠点長により構成されたグループでSNSを活用し、公明性のある業務指示、意見交換等を実施しました。また、経営会議においてグループ各社に対するガバナンスとモニタリング体制を強化しております。

(4) 当社グループは、法務担当部署を中心に社員に対する法令遵守教育を実施し、法令遵守意識を醸成し、守るべきルールを周知徹底しております。

(5) 当社グループにおいて、コンプライアンス上、取締役の行為も含め社内の疑義ある行為について、職制組織を通さずに直接通報できる社内通報窓口を、当社監査役のもとに設置しております。

(6) 当社は、市民社会に脅威を与え、健全な企業活動を阻む反社会的勢力とは一切関係を持たず不当な要求には応じない旨を、「コンプライアンスマニュアル」の中で定めております。全社員を対象とするコンプライアンス研修等を通じて、その周知徹底と浸透を図っております。

2. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 主な会議の開催状況として、取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が18回、また第94期定時株主総会で選任された社外取締役が就任後開催された取締役会15回全てに出席致しました。その他、監査役会は13回開催致しました。
- (2) 取締役および事業部長、事業所長および本部長と子会社拠点長により構成されたグループでSNSを活用し、公明性のある業務指示、意見交換等を実施しました。また、経営会議においてグループ各社に対するガバナンスとモニタリング体制を強化しております。
- (3) 監査役は、社外監査役2名を含む3名で構成される監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役および他の取締役、会計監査人、内部統制担当部署と意見交換を実施し、情報交換、意見交換等の連携を図っております。
- (4) 内部統制担当部門は、内部統制活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施しております。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、経営管理担当部署が総括管理し、文書管理関連の規程類を整備のうえ、情報の保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で、定められた期限まで保管しております。

4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループの経営管理担当取締役をリスク管理担当取締役に、経営管理担当部署および内部統制担当部署が当社グループのリスク管理状況をモニタリングしております。
- (2) 当社グループで想定される事業上のリスクを認識・分類・評価してこれを当社グループ内で共有し、そのうち重大な潜在リスクまたは新たに生じた重大なリスクは、これを開示しております。
- (3) リスク管理基本規程に基づき、想定されるリスクの種類と重要度に応じて、種別または業務別のリスク管理マニュアル等の規程類を整備し損失危険の防止を図っております。

5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社グループの取締役会の決定に基づく取締役の職務執行については、組織関連の規程類、職務分掌規程、職務権限規程および海外拠点規程により効率的執行を図っております。
 - (2) 年度事業計画に基づく経営目標を明確に設定し、その達成について、ＩＴ技術を活用した管理会計導入などにより合理的評価を実施しております。
 - (3) 取締役および各本部長と子会社拠点長により構成されたグループでSNSを活用し、また、経営会議において定期的かつ適宜に各本部より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を効率的に実施させております。
6. 当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社グループの使用人が法令・定款・社内諸規則を遵守し、社会倫理を尊重すべく新たにコンプライアンスマニュアルを定め、機会がある毎に啓蒙のうえ反復した教育・指導を図っております。
 - (2) 各部署の責任者が前項コンプライアンスマニュアルの徹底または推進の責任者となり、内部統制担当部署はその徹底状況をモニタリングしております。
 - (3) 当社グループにおいてコンプライアンス上、疑義ある行為その他について、職制組織を通さずに直接通報できるグループ共通の通報窓口を設置し活用を図っております。
7. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社グループの内部統制については、各社の経営管理と共に経営管理担当部署が共同して担当しております。
 - (2) 経営管理担当部署および内部統制担当部署は共同して、規程に基づき、子会社各社の自主性を尊重しつつ、各子会社を所管する各拠点長と連携のうえ、グループ各社における内部統制体制の構築および実効性を高めるための諸施策を指導・支援しております。
 - (3) 当社の内部監査担当部署は、子会社の監査を実施し、その業務の適正を確保しております。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役の事務を補助する使用人を他部署との兼務で配置しております。
 - (2) 監査役が必要とした場合、監査役の監査職務を補助する使用人を配置いたします。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行い、当該使用人の取締役からの独立性を確保しております。
 - (3) 監査役の監査職務を補助する使用人は、監査役の指示に従わなければならないことを理解しております。
9. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社グループの取締役および使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部統制の実施状況、ヘルプラインならびに問い合わせのうちコンプライアンスに係わる事項を速やかに報告いたしております。
 - (2) 当社グループの取締役および使用人は、監査役から報告を求められたときは、速やかにかつ積極的に報告いたしております。
10. 監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- (1) 代表取締役社長と監査役とは、直接またはSNS、メールによる情報交換を行っております。
 - (2) 監査役は、会計監査人、内部統制担当部署と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保しております。
 - (3) 監査役は、監査役の職務の執行に必要な費用は、前払いを含めて会社へ請求しております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保すると共に株主の皆様に対して安定配当を目指しつつ、業績を勘案して、適正な利益還元に努めております。

また、内部留保金につきましては、将来当社グループの柱となるべき新技術・新製品を生み出す開発投資や成長分野への継続的な事業展開のための投資に活用して参ります。

当社は、この基本方針に基づき、期末配当金につきましては、2025年5月15日開催の取締役会において、1株あたり10円とし、本年6月25日を支払開始日とすることに決定させていただきました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,465,435	流 動 負 債	5,438,877
現 金 及 び 預 金	2,407,687	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	945,551
受 取 手 形	82,897	短 期 借 入 金	2,067,440
売 掛 金	2,139,920	1年内返済予定の長期借入金	1,296,189
電 子 記 録 債 権	471,023	リ ー ス 債 務	31,117
商 品 及 び 製 品	763,854	未 払 金	501,568
仕 掛 品	1,506,643	未 払 法 人 税 等	180,539
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	653,623	前 受 金	5,024
そ の 他	439,863	賞 与 引 当 金	275,501
貸 倒 引 当 金	△ 77	関係会社整理損失引当金	2,660
固 定 資 産	7,465,848	そ の 他	133,283
有 形 固 定 資 産	6,737,353	固 定 負 債	2,028,972
建 物 及 び 構 築 物	3,046,797	長 期 借 入 金	1,857,002
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	874,153	リ ー ス 債 務	88,044
工 具、器 具 及 び 備 品	200,604	繰 延 税 金 負 債	14,412
土 地	2,091,662	退 職 給 付 に 係 る 負 債	7,154
リ ー ス 資 産	299,853	資 産 除 去 債 務	52,597
建 設 仮 勘 定	224,282	そ の 他	9,762
無 形 固 定 資 産	90,026	負 債 合 計	7,467,850
の れ ん	40,320	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	49,327	株 主 資 本	8,098,314
電 話 加 入 権	377	資 本 金	3,379,569
投資その他の資産	638,468	資 本 剰 余 金	2,927,441
投 資 有 価 証 券	162,560	利 益 剰 余 金	1,897,318
関 係 会 社 株 式	41,367	自 己 株 式	△ 106,014
退 職 給 付 に 係 る 資 産	279,937	その他の包括利益累計額	365,119
繰 延 税 金 資 産	35,581	為 替 換 算 調 整 勘 定	369,450
そ の 他	119,023	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 4,330
		純 資 産 合 計	8,463,434
資 産 合 計	15,931,284	負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,931,284

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

[illegible]

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,379,569	2,925,782	985,440	△ 104,280	7,186,512
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			911,878		911,878
自己株式の取得				△ 82,475	△ 82,475
自己株式の処分		1,659		80,740	82,400
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	1,659	911,878	△ 1,734	911,802
当期末残高	3,379,569	2,927,441	1,897,318	△ 106,014	8,098,314

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	297,505	—	297,505	7,484,017
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				911,878
自己株式の取得				△ 82,475
自己株式の処分				82,400
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	71,944	△ 4,330	67,613	67,613
当期変動額合計	71,944	△ 4,330	67,613	979,416
当期末残高	369,450	△ 4,330	365,119	8,463,434

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

MIPOX International Corporation

MIPOX Malaysia Sdn. Bhd.

MIPOX Asia Pte. Ltd.

MIPOX (Shanghai) Trading Co., Ltd.

MIPOX Abrasives India Pvt. Ltd.

Mipox (Thailand) Co., Ltd.

有限会社大久保鉄工所

(2) 非連結子会社の数及び非連結子会社の名称

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

ミスミ化学株式会社

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

持分法を適用した関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

特記すべき主要な関連会社はありません。

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

在外連結子会社においては、所在地国の会計基準の規定に基づく定額法

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、のれんについては5年間の均等償却を行っており、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う将来の損失に備えるため、当該損失の発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループでは、製品事業においては、研磨フィルムを中心に、精密洗浄剤・スラリー等の液体研磨剤、研磨装置などの主に研磨関連製品の製造・販売を行っており、受託事業においては、顧客から材料の支給を受け当社グループが保有する設備で塗布、コンバーティング、研磨などの受託加工を行っております。このような製品等の販売については、顧客ごとの契約条件に基づいて製品等それぞれを顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、製品等の国内販売において、出荷時から製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利

③ ヘッジ方針

金利スワップは借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たすものについて、特例処理を行っているため、有効性評価の判定を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、MIPOX Abrasives India Pvt. Ltd. の決算日は3月31日であり、その他の連結子会社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	35,581千円
繰延税金負債	14,412千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、事業計画を基礎として合理的に見積もられた将来の課税所得及びタックス・プランニングに基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、回収可能性を検討し、回収可能見込額を計上しております。

将来の課税所得は経営者によって承認された事業計画を基礎として見積もっており、各事業の売上高、営業損益等の見込みに関する仮定が主要であります。

課税所得の見積りの基礎となる事業計画について、将来の不確実な経済状況の変化等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,737,353千円
無形固定資産	90,026千円
減損損失	一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産について、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって連結貸借対照表価額とし、固定資産に減損の兆候があると認められた場合に、減損損失の認識の要否を判断しております。減損の兆候には、継続的な営業赤字や市場価格の著しい下落のほか、回収可能価額を著しく低下させる変化や経営環境の著しい悪化等が含まれております。

減損の兆候があると認められた固定資産については、当該固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には減損損失の認識が必要と判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握や減損損失の認識の判断において用いた仮定は、実際のキャッシュ・フローとは異なる可能性があり、その実現には不確実性があります。また、減損損失の認識の判断に用いた仮定について見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社従業員に対して自社の株式を給付し、株主の皆様と経済的な効果を共有させることにより、従業員の株価及び業績向上への意欲や士気を高め、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」という)を2013年3月より導入しております。

本制度は、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が受給権を取得した場合に当社株式を給付する仕組みであります。

当社では、従業員に会社業績の達成度及び各人の成果に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得した従業員に対し、当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものであります。

なお、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度の当該自己株式の帳簿価額は91,086千円、株式数は183,300株であります。

(退職給付債務の計算方法の変更)

当社の退職給付の計算方法について、従来まで簡便法を適用しておりましたが、対象となる従業員数の増加に伴い、当連結会計年度の期首より原則法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の期首における退職給付に係る資産が7,493千円減少するとともに、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が7,493千円それぞれ減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,648,871千円	(1,273,919千円)
土地	1,936,323千円	(1,160,130千円)
合計	4,585,195千円	(2,434,049千円)

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,000,000千円
1年内返済予定の長期借入金	978,616千円
長期借入金	1,188,809千円
合計	4,167,425千円

(注) 1. 上記資産には銀行取引に係る根抵当権(極度額8,550,000千円)が設定されております。

2. 上記のうち、() 内書は仮登記であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む) 8,807,369千円

3. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,500,000千円
借入実行残高	2,000,000千円
差引額	2,500,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	14,451,920	—	—	14,451,920

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会決議	普通株式	利益剰余金	144,223	10.00	2025年 3月31日	2025年 6月25日

(注) 2025年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金1,833千円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期余剰資金の運用については預金等、安全性の高い金融資産での運用に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブ取引はリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、「与信管理と貸倒処理に関する規程」に基づいてリスク低減を図っております。

借入金及びファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。また、変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るためにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、重要性の乏しいものは省略しております。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注4)をご参照下さい)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)長期借入金	(3,153,192)	(3,137,086)	16,105
(2)リース債務	(119,161)	(117,007)	2,153
(3)デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しております。

2. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて表示しております。

4. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	162,560
関係会社株式	41,367

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	(3,137,086)	—	(3,137,086)
リース債務	—	(117,007)	—	(117,007)

(注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しております。

2. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社は、栃木県鹿沼市に工場（土地を含む）を取得しており、その一部を賃貸しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,545,852	△111,802	2,434,049	2,479,540

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度の主な増減額は減価償却による減少であります。

3. 当連結会計年度の期末時価は、主として固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

また、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

賃貸収益	賃貸費用	差額
181,279	68,247	113,032

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	製品事業	受託事業	合計
売上高			
日本	3,738,894	1,151,415	4,890,310
アジア	4,103,948	1,635	4,105,583
北米	1,883,108	60,158	1,943,266
欧州	211,893	2,760	214,654
その他の地域	18,246	—	18,246
顧客との契約から生じる収益	9,956,091	1,215,969	11,172,060
外部顧客への売上高	9,956,091	1,215,969	11,172,060

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3.会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	3,063,374
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,693,841
契約負債 (期首残高)	48,081
契約負債 (期末残高)	5,024

契約負債は、主に製品事業に係る顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は47,655千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	594円38銭
2. 1 株当たり当期純利益金額	64円04銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上、および株主還元の充実を図るため
2. 取得の内容
 - (1)取得株式数 当社普通株式50万株(上限)
発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.47%
 - (2)取得総額 2億円(上限)
 - (3)取得期間 2025年5月16日から2025年7月31日まで
 - (4)取得方法 東京証券取引所における市場買付

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,765,864	流 動 負 債	5,218,699
現 金 及 び 預 金	1,175,993	買 掛 金	940,144
受 取 手 形	81,552	短 期 借 入 金	2,000,000
売 掛 金	1,938,708	1年内返済予定の長期借入金	1,259,564
電 子 記 録 債 権	462,614	リ ー ス 債 務	31,117
商 品 及 び 製 品	669,016	未 払 金	475,173
仕 掛 品	1,451,622	未 払 費 用	79,128
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	594,029	未 払 法 人 税 等	148,966
前 払 費 用	155,147	前 受 金	4,106
そ の 他	237,179	預 り 金	15,744
固 定 資 産	8,011,164	賞 与 引 当 金	258,665
有 形 固 定 資 産	6,126,569	そ の 他	6,088
建 築 物	2,594,735	固 定 負 債	2,030,445
構 築 物	174,718	長 期 借 入 金	1,669,707
機 械 装 置	738,504	関 係 会 社 長 期 借 入 金	200,000
車 両 運 搬 具	28,997	リ ー ス 債 務	87,978
工 具 器 具 備 品	166,835	繰 延 税 金 負 債	10,427
土 地	2,011,113	資 産 除 去 債 務	52,597
リ ー ス 資 産	187,380	そ の 他	9,736
建 設 仮 勘 定	224,282	負 債 合 計	7,249,145
無 形 固 定 資 産	67,126	純 資 産 の 部	
の れ	17,500	株 主 資 本	7,527,884
ソ フ ト ウ エ ア	49,248	資 本 金	3,379,569
電 話 加 入 権	377	資 本 剰 余 金	2,927,441
投資その他の資産	1,817,468	資 本 準 備 金	1,880,544
投 資 有 価 証 券	162,560	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,046,896
関 係 会 社 株 式	1,113,270	利 益 剰 余 金	1,326,887
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	148,368	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,326,887
ゴ ル フ 会 員 権	5,100	繰 越 利 益 剰 余 金	1,326,887
前 払 年 金 費 用	286,164	自 己 株 式	△ 106,014
そ の 他	102,004	純 資 産 合 計	7,527,884
資 産 合 計	14,777,029	負 債 ・ 純 資 産 合 計	14,777,029

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
高	上	売			9,811,605
価	原	上 売			6,304,339
益	利	上 売			3,507,265
費	理 費	一 般 管 理 費	及 び 販 売 費		3,017,947
益	利	業 営	業 営		489,317
収	外 収	業 外	業 外		
息	利	取	受 取	2,191	
金	当	配	受 取	313,820	
料	貸	賃	受 取	181,279	
他	の		そ	3,423	500,714
用	費	外	業 営		
息	利	払	支 社	59,044	
息	利	債 替	為 賃	29	
損	差	貸		34,599	
用	費			68,247	
料	数	手	支 払	75,648	
他		の	そ	613	238,183
益	利	常	経		751,848
失	損	別	特		
損	除	資 産	固 定	669	669
益	純	期 当	税 引 前		751,178
税	及 び 事 業	民 税 等	法 人 税、 住 民 税		112,216
額	調 整		法 人 税		△ 213,792
益	純	期 当	当 期		852,754

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
					繰越 利益剰余金	
当期首残高	3,379,569	1,880,544	1,045,237	2,925,782	474,132	474,132
当期変動額						
当期純利益					852,754	852,754
自己株式の取得						
自己株式の処分			1,659	1,659		
当期変動額合計	—	—	1,659	1,659	852,754	852,754
当期末残高	3,379,569	1,880,544	1,046,896	2,927,441	1,326,887	1,326,887

(単位：千円)

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△ 104,280	6,675,204	6,675,204
当期変動額			
当期純利益		852,754	852,754
自己株式の取得	△ 82,475	△ 82,475	△ 82,475
自己株式の処分	80,740	82,400	82,400
当期変動額合計	△ 1,734	852,679	852,679
当期末残高	△ 106,014	7,527,884	7,527,884

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの
時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 2年～50年
機 械 装 置 2年～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法
なお、のれんについては5年間の均等償却を行っており、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社では、製品事業においては、研磨フィルムを中心に、精密洗浄剤・スラリー等の液体研磨剤、研磨装置などの主に研磨関連製品の製造・販売を行っており、受託事業においては、顧客から材料の支給を受け当社が保有する設備で塗布、コンバーティング、研磨などの受託加工を行っております。このような製品等の販売については、顧客ごとの契約条件に基づいて製品等それぞれを顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、製品等の国内販売において、出荷時から製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

金利スワップは借入金の金利変動リスクを回避する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たすものについて、特例処理を行っているため、有効性評価の判定を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前の金額)	252,401千円
-----------------------	-----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 1. 繰延税金資産の回収可能性 (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	6,126,569千円
無形固定資産	67,126千円
減損損失	一千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「(会計上の見積りに関する注記) 2. 固定資産の減損 (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(退職給付債務の計算方法の変更)

当社の退職給付の計算方法について、従来まで簡便法を適用していましたが、対象となる従業員数の増加に伴い、当事業年度の期首より原則法に変更しております。

この結果、当事業年度の期首における前払年金費用が7,493千円減少するとともに、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が7,493千円それぞれ減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,474,153千円	(1,187,383千円)
構築物	174,718千円	(86,536千円)
土地	1,936,323千円	(1,160,130千円)
合計	4,585,195千円	(2,434,049千円)

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,000,000千円
1年内返済予定の長期借入金	978,616千円
長期借入金	1,188,809千円
合計	4,167,425千円

(注) 1. 上記資産には、銀行取引に係る根抵当権(極度額8,550,000千円)が設定されております。

2. 上記のうち、() 内書は仮登記であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む) 7,873,187千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は次のとおりであります。

短期金銭債権	500,347千円
短期金銭債務	26,311千円

4. 保証債務

下記関係会社の借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

MIPOX Malaysia Sdn. Bhd.の借入金に対する債務保証	67,440千円
--------------------------------------	----------

5. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,500,000千円
借入実行残高	2,000,000千円
差引額	2,500,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

1,593,741千円

仕入高

73,744千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息

1,905千円

受取配当金

313,460千円

支払利息

1,596千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	212,732	160,120	160,000	212,852

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式がそれぞれ23,300株、183,300株含まれております。

2. 増加160,120株は、株式給付信託（J-ESOP）による当社株式の取得160,000株および単元未満株式の買取り120株によるものであります。

3. 減少160,000株は、株式給付信託(J-ESOP)の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対して実施した第三者割当による自己株式の処分によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	258,897千円
関係会社株式評価損	69,583千円
賞与引当金	78,787千円
減損損失	67,602千円
資産除去債務	16,020千円
繰越欠損金	588,976千円
その他	37,458千円
繰延税金資産小計	1,117,328千円
評価性引当額	△864,927千円
繰延税金資産合計	252,401千円
繰延税金負債	
合併受入土地評価差額	△160,617千円
前払年金費用	△87,164千円
資産除去債務	△15,046千円
繰延税金負債合計	△262,828千円
繰延税金負債の純額	△10,427千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会 社	MIPOX Malaysia Sdn. Bhd.	所有 直接100%	当社製品の販売及び 同社製品の購入 役員の兼任(1名)	資金の貸付 (注) 2 利息の受取	— 1,905	短期 貸付金	26,976
						長期 貸付金	148,368
				売上高	839,499	売掛金	263,077
				仕入高	56,787	買掛金	11,532
				受取配当金 (注) 3	313,460	—	—
				債務保証 (注) 4	67,440	—	—
	MIPOX (Shanghai) Trading Co., Ltd.	所有 直接100%	当社製品の販売及び 同社製品の購入 役員の兼任(1名)	売上高	630,910	売掛金	138,385
				仕入高	16,957	買掛金	3,539
	有限会社大久保鉄工所	所有 直接100%	資金の借入 役員の兼任(1名)	資金の借入 (注) 5 利息の支払	— 1,596	短期 借入金	—
						長期 借入金	200,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 製品の販売及び購入の取引条件については、市場価格等を勘案して合理的に決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

3. 受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

4. Mipox Malaysia Sdn.Bhd.の金融機関借入に対して債務保証を行っております。

なお、取引金額は対応する債務の期末残高であり、保証料は受領しておりません。

5. 資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	528円68銭
2. 1 株当たり当期純利益金額	59円89銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

自己株式の取得について、連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

会計監査人の連結監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年 5月23日

Mipox株式会社
取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	伊藤 恭
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	松村 隆

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Mipox株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Mipox株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

Mipox株式会社
取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 伊藤 恭
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 松村 隆
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Mipox株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

Mipox株式会社 監査役会

常勤監査役	伊 東 知 裕
社外監査役	南 出 浩 一
社外監査役	厨 川 常 元

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

当社は2025年11月21日に創業100周年という節目の年を迎えます。これまでの歩みと実績をさらに発展させるべく、従来の「Mipox株式会社」から、より発音しやすく、かつ親しみやすい「マイボックス株式会社」に商号を変更いたしたいと存じます。新たな商号は、当社の伝統と挑戦を象徴するとともに、株主の皆様に対して、企業イメージの明瞭性と一層の信頼感を提供することを目的としております。

なお、商号変更につきましては、附則により2025年10月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。(下線が変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第 1 条 当社は、 <u>Mipox株式会社</u> と称し、英文ではMipox Corporationと表示する。	(商号) 第 1 条 当社は、 <u>マイボックス株式会社</u> と称し、英文ではMipox Corporationと表示する。
(新 設)	附則 第 1 条 (商号) の変更は、2025年10月1日から実施する。なお、本附則は、第 1 条の変更の効力発生後削除されるものとする。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名		現在の地位及び担当	出席回数／取締役会	
1	再 任	わた なべ 渡 邊	じゅん 淳	代 表 取 締 役 社 長	19回／ 19回	
2	再 任	なか がわ 中 川	けん じ 健 二	取 締 役	19回／ 19回	
3	再 任	うえ たに 上 谷	むね ひさ 宗 久	取 締 役	19回／ 19回	
4	再 任	社外取締役 候補者	独立 役員	か とう ひろ み 加 藤 洋 美	取 締 役	15回／ 15回
5	新 任	社外取締役 候補者		みや ざき けん すけ 宮 崎 健 輔	一回／ 一回	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
1	わた なべ じゅん 渡 邊 淳 (1971年1月17日生)	1994年 6 月 当社入社 2003年10月 当社第四CSTシニアマネージャー 2006年10月 当社CSTグローバルサポートシニアマネージャー 2007年 6 月 当社取締役 2008年 6 月 当社代表取締役社長(現任) (取締役候補者とした理由) 同氏は、当社の代表取締役社長として、当社のグループ経営を担ってきており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と高い経営手腕、当社の各分野における幅広くかつ高い見識を備えている点を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断しました。	657,100株
2	なか がわ けん じ 中 川 健 二 (1970年12月1日生)	1995年 4 月 ワイエイシイ株式会社入社 2002年 8 月 個人事業主として伊藤忠商事株式会社・有限会社 田中機販・テクノス株式会社との業務委託契約に 従事 2016年 4 月 当社入社 執行役員技術本部長 2016年 6 月 当社取締役就任 2021年 4 月 当社取締役執行役員FOM管掌 2023年10月 当社取締役 事業所・FOM管掌 2024年 4 月 当社取締役 事業所・FOM管掌兼コーポレート 2部長 (現任) (取締役候補者とした理由) 同氏は、長年の開発に携わった経験・知識と、培った経営視点を活かした業務推進力にて、当社の新規事業の推進とブランド戦略推進において会社をリードしていくことが期待できるため、引き続き、取締役として適任と判断しました。	56,500株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
3	う え た に む ね ひ さ 上 谷 宗 久 (1974年8月22日生)	1997年 4 月 下関信用金庫入社 1998年 4 月 株式会社リユーベック入社 2000年 8 月 当社入社 2006年 2 月 Mipox Corporation Taiwan Office 総経理 2008年 1 月 Mipox Precision Polishing Product (Shanghai) Co., Ltd. 董事長兼総経理 2012年11月 当社取締役執行役員営業本部長 2017年 3 月 デジタルデータソリューション株式会社 取締役 COO 2021年 7 月 SOLIZE株式会社 ビジネスインキュベーション事 業部 ビジネスディベロップメント部長 2022年 4 月 当社入社 執行役員 2022年 6 月 当社取締役執行役員 本部・事業部管掌 2023年 6 月 当社取締役執行役員 事業部管掌 2023年10月 当社取締役 事業部管掌（現任）	5,800株
(取締役候補者とした理由) 同氏は、国内・海外における販売部門での専門知識・経験と、他社における 経営者としての豊富な経験を今後の当社の発展に寄与できると判断し、引き続 き、取締役として適任と判断いたしました。			
4	か と う ひ ろ み 加 藤 洋 美 (1982年3月15日生)	2007年12月 弁護士（現任） 2007年12月 日比谷法律事務所 入所 2021年 4 月 同所 所長（現任） 2021年 4 月 小岩井農牧株式会社 監査役（現任） 2023年 4 月 株式会社小岩井ファームダイニング 監査役 (現任) 2024年 6 月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 重要な兼職はございません。	一株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 同氏は、弁護士として培われた専門的知識や豊富な経験、幅広い見識に基づ き当社のガバナンス体制の強化への貢献が期待できるため、引き続き、取締役 として適任と判断しました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
5	みや ざき けん すけ 宮 崎 健 輔 (1980年3月28日生)	2002年 4 月 株式会社トーメンエレクトロニクス 入社 2011年 9 月 株式会社グロービス 入社 2018年 4 月 株式会社グロービス 退社 2019年 1 月 altruth合同会社 代表 (現任) (重要な兼職の状況) 重要な兼職はございません。	一株
		(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 当社は、人的資本経営の重要性を深く認識しており、事業成長と持続的発展の鍵となる「人財」を最重要資源と位置付けております。同氏は長年にわたり人材のコンサルティング事業に従事し、豊富な経験と高度な専門知識を有することから、当社の経営戦略における人的資本の充実・強化に大きく貢献することが期待できるため、取締役として適任と判断しました。	

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 加藤洋美および宮崎健輔の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役の重要な兼職の状況について
重要な兼職はございません。
4. 社外取締役候補者加藤洋美氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 社外取締役候補者宮崎健輔氏が取締役に選任され就任した場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出をする予定です。
6. 加藤洋美氏の当社社外取締役の就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役および監査役を被保険者とし、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
8. 宮崎健輔氏が取締役に選任され就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定です。
9. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社の社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。本議案が承認可決された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
10. CST : Customer Satisfaction with Technologyの略

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役南出浩一氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
みなみ で こう いち 南 出 浩 一 (1973年7月28日生)	1999年10月 中央監査法人 入所 2006年 4 月 南出浩一公認会計士・税理士事務所 開設 代表（現任） 2013年 6 月 当社監査役就任（現任） 2014年11月 やまと監査法人設立 代表社員（現任）	一株
	(社外監査役候補者とした理由及び期待される役割) 同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社取締役会の職務遂行が妥当なものを指導・監督して頂く為に、社外監査役として選任いたしました。 なお、当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって12年となります。	

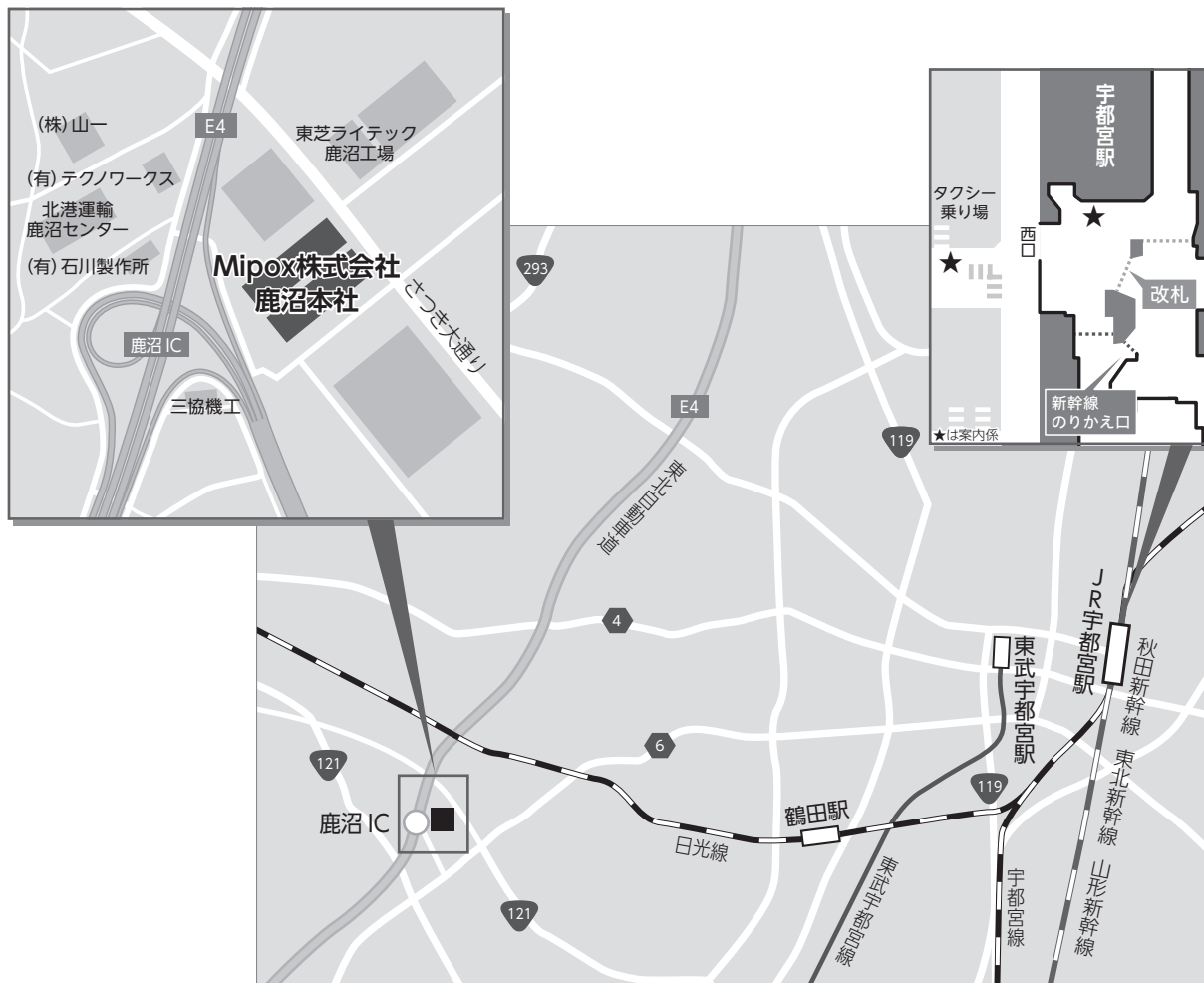
- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 南出浩一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 監査役の重要な兼職の状況について
社外監査役候補者南出浩一氏は、南出浩一公認会計士・税理士事務所の代表を務めております。また、やまと監査法人の代表社員をつとめております。なお、当社と南出浩一公認会計士・税理士事務所およびやまと監査法人との間に、資本関係および取引関係はありません。
4. 社外監査役候補者南出浩一氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役および監査役を被保険者とし、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。
6. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下の通りであります。
当社の社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任保を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。本議案が承認可決された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

栃木県鹿沼市さつき町18番地 Mipox株式会社 鹿沼本社



宇都宮駅からタクシーで40分